



# 海老名市自殺対策計画（第2期）【概要版】



## ■計画改定の趣旨

平成18年に自殺対策基本法が制定され、平成19年に自殺総合対策大綱を策定し、国として自殺対策に取り組んでいました。

こうした中で、国は「自殺総合対策大綱（令和4年閣議決定）」の見直しを行い、神奈川県は平成30年3月に策定した「かながわ自殺対策計画」を令和5年3月に改定しました。

本市でも自殺対策基本法に基づき平成31年2月に「海老名市自殺対策計画」を策定し自殺対策を効果的かつ総合的に推進してきましたが、令和6年3月に計画期間が満了することから、自殺総合対策大綱、かながわ自殺対策計画（第2期）の趣旨に基づき見直しを行いました。

また、第2期計画では、第1期計画の総括として自殺をめぐる現状から抽出した課題及びこれまでの自殺対策の取組による「計画改定の背景（第2章）」を踏まえ、より効果的で総合的な自殺対策を推進するため、「海老名市自殺対策計画」を改定しました。

### ～自殺総合対策大綱の主な見直し内容～

- 1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化
- 2 女性に対する支援の強化
- 3 地域自殺対策の取組強化
- 4 総合的な自殺対策の更なる推進・強化（新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進、孤独・孤立対策等との連携ほか）

## ■計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法に定める市町村自殺対策計画であり、国の「自殺対策基本法」及び「自殺総合対策大綱」、神奈川県の「かながわ自殺対策計画」を基本としつつ、「えびな未来創造プラン2020」を中心とした各計画を踏まえ、整合性を図った計画とします。

## ■計画の期間

令和6（2024）年4月から令和11（2029）年3月まで

## ■計画の基本理念、基本的認識

### 【基本理念】

「健康で生きがいをもって暮らすことのできる社会実現」を目指す。  
「孤立しない地域づくり」を進める。

### 【基本的認識】

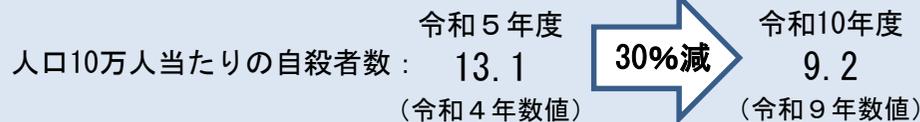
- 1 自殺はその多くが追い込まれた末の死である。
- 2 年間自殺者数は減少傾向にあるが、自殺者数を減らすための社会的な取組を継続する。
- 3 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策を推進する。
- 4 地域レベルの実践的な取組み、PDCAサイクルを通じて推進する。

## ■計画の基本方針

- 1 生きることへの包括的な支援として推進する
- 2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- 3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- 4 実践と啓発を両輪として推進する
- 5 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働を推進する
- 6 自殺者等の名誉及び生活の平穏へ配慮する

## ■数値目標

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現のため、国、県及び本市前期計画の数値目標を踏まえ、数値目標を以下のとおり定めました。



## ■計画の基本施策

右図のとおり、本市における自殺をめぐる現状、自殺者の性別、年代、原因、動機といった様々な傾向を踏まえ、次の5つの基本施策を中心に、自殺対策を総合的かつ効果的に進めてまいります。

### 1 地域におけるネットワークの強化

- (1) 各種相談窓口との連携強化を図る。
- (2) 地域の相談機関等とのネットワークの構築と切れ目のない支援を行う。
- (3) 地域、民間団体との連携を強化し、相談窓口情報等の分かりやすい発信を行う。

### 2 自殺対策を支える人材の育成

- (1) 悩みを抱えている人の存在に気付き、声を掛け、話を聴き必要に応じて専門家につなぐゲートキーパーの養成を行う。
- (2) 様々な分野での自殺予防に関する正しい知識の普及を行う。

### 3 住民への啓発と周知

- (1) 地域で自殺対策への理解を広める。
- (2) 自殺、自殺予防、うつ病等の精神疾患について正しい知識の普及を行う。

### 4 生きることの促進要因への支援

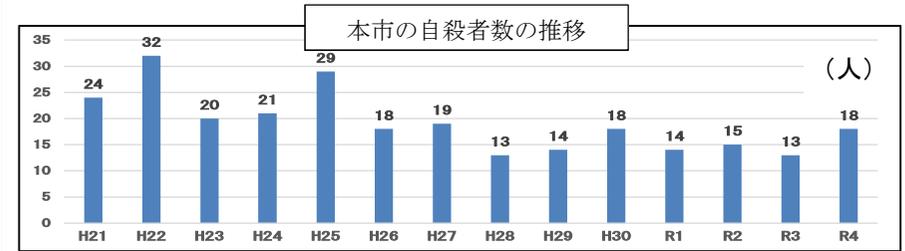
- (1) 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援
- (2) 生きがいづくり、孤立予防、交流の場の提供
- (3) 生活基盤に関する支援の整備

### 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

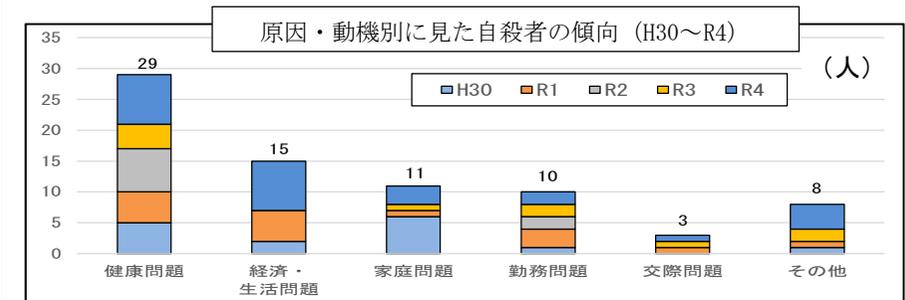
- (1) SOSの出し方に関する教育
- (2) 児童生徒への相談、支援体制の充実

## ～海老名市の自殺の現状～

本市の自殺者数の推移は、下図のとおり平成22年に30人を超え、平成25年に29人と多い状況でしたが、それ以外の年は20人前後で推移している状況です。また、原因・動機については、「健康問題」が最も多く、次いで「経済・生活問題」が多い状況です。



出典：地域自殺実態プロフィール2023



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

## ■計画の重点サポート対象者に対する施策

### 1 勤務・経営（勤労者）

- ①必要ときに産業医や精神科医へつなげ、適切な治療を受けることができるようにする。
- ②日頃の心身の健康管理、日々のストレス解消の必要性を周知し、困難を抱えたときは自ら相談できるように相談窓口の周知を行う。
- ③働き方改革を進め、ワークライフバランスの取組を推進し、睡眠及び休養の重要性について周知を行う。

### 2 高齢者

- ①高齢者が孤立しないよう地域での生きがい及び社会参加の支援を行う。
- ②相談窓口の周知を行う。

### 3 生活困窮者

- ①生活等に困ったとき、すぐに相談できる機関が分かるよう相談窓口の周知を行う。
- ②相談を受ける職員の資質向上に努めるとともに、関係機関の連携を強化する。

### 4 子ども・若者

- ①児童生徒及び学生等がすぐに相談できる機関が分かるように、相談窓口の周知を行う。
- ②相談方法については自らSOSを出せない子どもたちのために、神奈川県と連携を図り、教職員向けの研修、SOSの出し方教育の推進を行う。